

議案第40号

南風原町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する条例

南風原町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年9月4日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部が改正されることに伴い、南風原町立幼稚園預かり保育料条例（平成15年南風原町条例第7号）の一部を改正する必要があるため提案する。

## 南風原町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する条例

南風原町立幼稚園預かり保育料条例（平成15年南風原町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「実施日数」を「利用日数」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 前3項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の8第1項の施設等利用給付認定子どもが預かり保育を利用する場合は、当該月に係る預かり保育料から子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第15条の6第2項第2号の額を控除して得た額を徴収するものとする。ただし、その額が零以下である場合には、徴収しないものとする。

第5条第2号中「南風原町立幼稚園保育料条例（平成27年南風原町条例第1号）第3条第2項に定めた保育料の第3階層Aに属する世帯は」を「市町村民税所得割額が77,100円以下でひとり親世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項の配偶者のない女子で現に支給認定子どもを扶養しているものの世帯及び同条第2項の配偶者のない男子で現に支給認定子どもを扶養しているものの世帯並びにこれらに準ずる世帯をいう。）、在宅障がい児（者）のいる世帯（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯をいう。）は」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に関する所得割をいう。）額の計算については、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項第2号の内閣府令で定める規定は、適用しないものとする。
- 3 第1項の市町村民税所得割額は、4月から8月分の預かり保育料は前年度の市町村民税所得割額により算定、9月から翌年3月分の預かり保育料は当年度の市町村民税所得割額により算定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定による、改正後の南風原町立幼稚園預かり保育料条例の規定は、施行日以後の預かり保育料について適用し、施行日前の利用に係る預かり保育料については、なお従前の例による。